

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県（以下「甲」という。）と株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給に積極的に協力するものとする。

(応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(応急生活物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を、乙の営業に支障が無い範囲で指定できるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検改善に努めるものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の受渡しは原則として甲が指定する場所とする。但し、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲は乙と協議の上、指定する場所を変更するものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員又は、甲の指定する者が物資の確認を行い受領するものとする。

(対価及び費用)

第8条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては山形県総務部危機管理室総合防災課長の職にあるものを、乙にあつてはヨークベニマル総務室長の職にある者を当該責任者とする。

(連絡会議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第12条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月12日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長 大高 善興

(別表)

災害時に必要な応急生活物資

	カテゴリー	品名
1) 食料品	①飲み物	水、ミネラルウォーター、ウーロン茶、牛乳、コーヒー、紅茶、炭酸飲料等 (いずれもペットボトル又は紙パック)
	②主食・副食	パン、レトルト食品 (ご飯)、おにぎり、弁当類、果物、惣菜類、缶詰、ハム、米、魚、肉、野菜、インスタント食品、粉ミルク、バター、ジャム等
	③調味料関係	醤油、砂糖、化学調味料、塩、食用油、味噌等
2) 生活用品	①炊事用具	カセットガスボンベ、まな板、包丁、ナイフ、なべ、やかん等
	②食器類	はし、スプーン、紙コップ、紙皿等
	③日用雑貨	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹸、シャンプー、生理用品、洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、アルミホイル、ラップ等
	④光熱材料	ろうそく、マッチ、ライター、乾電池等
4) その他		軍手、ガムテープ、タオル、ビニール袋、文房具、使い捨てカイロ、蚊取り線香、ゴザ、寝具類、電化製品等

